

1. 概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指す。
2. 概ね 3 兆円規模の税源移譲のうち、その 8 割方について次のとおりとする。

Σ義務教育費国庫負担金（暫定）	8,500 億円程度
（平成 17 年度分（暫定）	4,250 億円）
Σ国民健康保険	7,000 億円程度
Σ文教（義務教育費国庫負担金を除く）	170 億円程度
Σ社会保障（国民健康保険を除く）	850 億円程度
Σ農水省	250 億円程度
Σ経産省	100 億円程度
Σ公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
Σ総務省、環境省	90 億円程度
平成 16 年度分	6,560 億円程度

---

税源移譲額 合計	24,160 億円程度
----------	-------------

3. 平成 17 年中に、以下について検討を行い、結論を得る。
  - (1) 生活保護Σ児童扶養手当に関する負担金の改革
  - (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
  - (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する。
- ② 公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成 17 年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

平成 17 年度及び平成 18 年度に行う 3 兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

	取組み状況	概 要
内閣本府	10 億円程度	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金 等
総務省	90 億円程度	消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金 等
文部科学省	義務教育費国庫負担金 8,500 億円程度の減額（暫定） （うち 17 年度分（暫定）4,250 億円）	減額相当分は税源移譲予定特例交付金（教職員給与費を基本に配分）により措置
	その他の国庫補助負担金等 230 億円程度	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、教員研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金 等
厚生労働省	9,340 億円程度	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費等補助金（産休代替保育士費等補助金等）、在宅福祉事業費補助金（生活支援ハウス等）、社会福祉施設等施設整備費補助金等負担金 等
農林水産省	3,040 億円程度	経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保全林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金 等
経済産業省	180 億円程度	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金 等
国土交通省	6,460 億円程度	公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金、特定賃貸住宅建設融資利子補給補助 等
環境省	530 億円程度	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助 等
合計	28,380 億円程度	

(注) 28,380 億円のうち 17,700 億円は税源移譲につながる改革

4,700 億円はスリム化の改革

6,000 億円は交付金化の改革

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

NO.	省庁名	事 例	各 府 省 の 対 応
1	厚生労働省	木造による社会福祉施設の整備が困難。	構造改革特区において入居者の安全が確保されている場合に容認している。
2	厚生労働省	幼稚園、保育所の施設設置基準が異なり、保育所は調理室をもうけることが義務づけられている。公立保育所についても基準の見直しがされていない。	構造改革特区において公立保育所の外部給食搬入を容認している。
3	農林水産省	中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設では直売施設等が認められていない。	地域再生計画の申請があり、認定基準を満たす場合、活性化施設を直売施設などに転用することを認める。
4	財務省	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用の場合、補助金を返還しなければならないため、ボランティア団体への貸出しができない。	合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用できる。なお、地域再生プログラムで認定を受ければ転用は可能。
5	経済産業省 環境省	廃棄家電の引取等に関する監督業務について地方公共団体は権限を有していない。	現行制度でも対応可能であるが、効果的運用等について真摯に検討する。
6	国土交通省	福祉のまちづくりでの地方の総合行政に際して、バリアフリー法による国の基準、審査、命令が障害となっている。	基準、審査の廃止、地方への権限移譲は困難だが、市町村のバリアフリー化の基本構想の作成を支援する。
7	厚生労働省	個別的労使紛争の解決が国の事務とされ、地方と競合している。	複数の機関がそれぞれの性格に合った機能を持ち、当事者が選択できるシステムとしている。
8	農林水産省	持続性の高い農業生産方式の導入に際して、地方の特性を生かすことができない。	持続性の高い農業生産方式の範囲(同方式を構成する技術)について、都道府県の要望を踏まえた拡充を行う。
9	国土交通省 農林水産省	海岸保全施設の整備が一体的にできない。	平成17年度から、大臣間協議等の活用による一体的な整備を推進する。
10	経済産業省	商工会議所の定款(役員及び部会部分)変更の認可権限が国と都道府県に分かれている。	地方からの提案の詳細、具体的なニーズ等を確認した上で、真摯に検討する。

(注) 地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」(別表3)について、各府省から提出された検討結果等をまとめたものである。

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

NO.	省庁名	事例	各府省の対応
11	農林水産省	大規模な農地転用について国の許可、協議が必要。	農地制度改革の中で検討していく。
12	環境省	国定公園内の新たな遊歩道整備に係る計画変更が困難。	すでに規制は廃止されている。
13	国土交通省	新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分に関して、国交大臣との協議が必要だが、時間がかかり、迅速な処分が困難。	協議に係る都道府県等の負担軽減を図ることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
14	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る土地利用計画の一部変更時間に時間を要し、迅速な処分が困難。	土地利用計画の柔軟な見直しを容易にすることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
15	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る小規模宅地処分が困難。	民間事業者を積極的に活用することにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
16	農林水産省	松くい虫の防除作業のための区域指定の協議に時間がかかる。	平成16年中に、協議期間を従来の30日から15日に短縮する。
17	厚生労働省	認可保育所の入所要件が障害となっている。	条例の定め等によって現行制度でも対応可能である。
18	国土交通省 農林水産省 環境省	地方公共団体の各種基本計画にかかる国の関与が障害となっている。	必要な措置であり廃止困難であるが、必要に応じて、協議時間の短縮化、地方公共団体の負担軽減のための措置を検討する。(国土交通省、農林水産省、環境省)
19	厚生労働省	職業能力開発校の設置が義務づけられており、利用者が少なくなっても廃校できない。	職業訓練の機会が十分確保されないおそれがあり、廃止できない。
20	各府省	国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、地方の過大な負担になっている。	各府省において、地方の指摘を踏まえ、地方公共団体の過重な負担にならないよう適切に運用すべき。(総務省)

## 地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等

地方公共団体向け補助金等（以下「補助金等」という。）の執行については、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、これまでも各般の措置がとられてきているが、現状においてもなお不十分であるとの地方の声を国として真摯に受け止め、そのニーズを踏まえた抜本的な改善を図るために、以下の措置を講ずるものとする。

- 補助金等の交付決定については、年度後半とりわけ年度末近くに行われている補助金等が少なくない現状に鑑み、できる限り第1四半期に行うように努め、遅くとも原則上半期に行う。

また、補助金等の交付についても、概算払い等を可能な限り活用し、上記の趣旨を踏まえ、地方公共団体の円滑な事業執行に資するよう早期に行う。

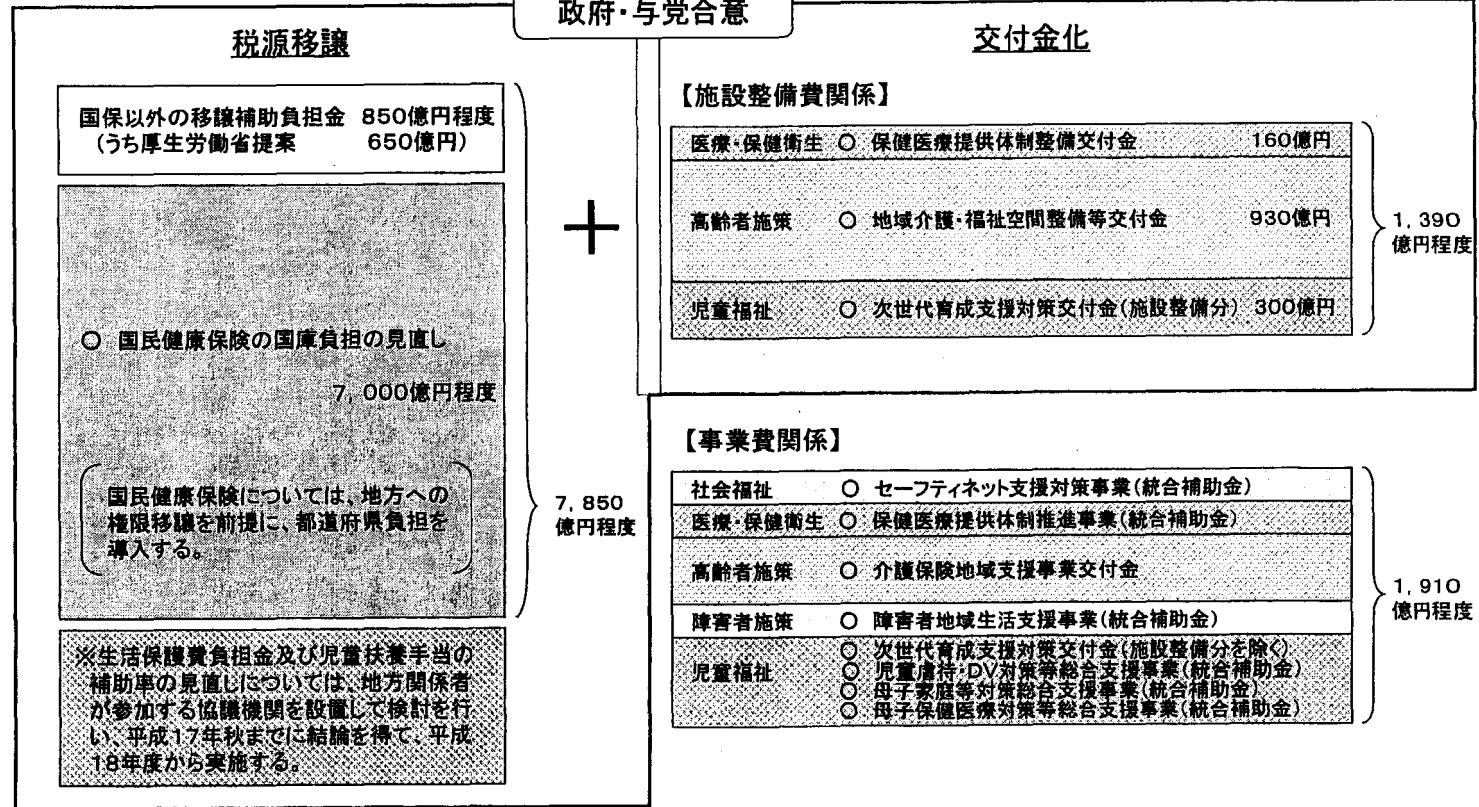
- 地方向け補助金等の交付申請手続きについては、事前手続も含め、一層簡素化することとし、各省各庁において地方の要望を聴取し、各大臣が責任を持って具体的改善を図る。
- なお、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減のみならず、自主性の尊重の観点からも、できる限り地方の裁量権を確保できる仕組みとなるような交付金化等を図る。

これらは、地方のみならず、国の行政効率化にも著しく資することを踏まえ、その実現のため、各大臣は自らリーダーシップをとって改革に取り組み、実施状況を官房長官に報告することとする。

# 三位一体改革に係る政府・与党合意の概要(厚生労働省所管分)

## 地方6団体の提案(約9,440億円)

特別会計事業	480億円
社会福祉施設整備費	1,300億円
保健衛生施設整備費	100億円
医療施設等整備費	170億円
その他	180億円
社会福祉	230億円
医療・保健衛生	450億円
高齢者施策	1,610億円
障害者施策	980億円
児童福祉	3,940億円
(民間保育所運営費・2,670億円)	



## (参考)政府・与党合意全体の概要

### 税源移譲

- 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。
- 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。
 

・義務教育費国庫負担金(暫定) (平成17年度分(暫定))	8,500億円程度 4,250億円
・国民健康保険	7,000億円程度
・文教(義務教育費国庫負担金を除く)	170億円程度
・社会保障(国民健康保険を除く)	850億円程度
・農水省	250億円程度
・経産省	100億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640億円程度
・総務省、環境省	90億円程度
平成16年度分	6,560億円程度
<b>税源移譲額 合計</b>	<b>24,160億円程度</b>

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- その他

(注)

① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

② 公立文教施設の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

### 補助負担金改革

内閣府本府	10億円程度
総務省	90億円程度
文部科学省	義務教育費国庫負担金
	8,500億円程度の減額(暫定)
	(うち17年度分(暫定)4,250億円)
	その他の国庫補助負担金等
	230億円程度
厚生労働省	9,340億円程度
農林水産省	3,040億円程度
経済産業省	180億円程度
国土交通省	6,460億円程度
環境省	540億円程度
<b>合計</b>	<b>28,390億円程度</b>

(注)28,390億円のうち、17,700億円は税源移譲につながる改革  
4,700億円はスリム化の改革  
6,000億円は交付金化の改革

## 税源移譲対象事項の概要

○国民健康保険 【7, 000億円程度】

〔国民健康保険を除く税源移譲額 850億円程度〕

○養護老人ホーム等保護費負担金 【約567億円】

養護老人ホームの運営に要する経費

○在宅福祉事業費補助金の一部 【約120億円】

生活支援ハウスの運営に要する経費

市町村が行う高齢者等の緊急通報体制の整備等に要する経費

○児童保護費等補助金の一部 【約91億円】

保育士等が出産休暇等を取得する場合の代替職員の雇い上げ経費

公立保育所における延長保育基本分（開所時間内の職員の加配経費）

○医療施設運営費等補助金の一部 【約28億円】

病院が輪番制により行う休日・夜間における救急医療体制の確保に要する経費

○母子保健衛生費負担金の一部 【約14億円】

市町村が行う1歳6か月児・3歳児の健康診査に要する経費

○医療関係者養成確保対策費等補助金の一部 【約8億円】

看護師養成所等に在学中の学生に修学資金を貸与する事業の貸付原資への補助

○国民健康保険特別対策費補助金の一部 【約8億円】

退職被保険者に係る適用の適正化、都道府県の医療費適正化等の事業に要する経費

○保健衛生施設等設備整備費補助金の一部 【約5億円】

保健所及び市町村保健センターの初度設備等に対する補助

○麻薬取締員費等交付金 【約5億円】

都道府県の「麻薬取締員」に係る人件費等

○国民健康保険広域化等支援事業費等補助金の一部 【約5億円】

都道府県が行う保険者に対する国保事業の運営に係る助言・指導等の経費

○疾病予防対策事業費等補助金の一部 【約1億円】

都道府県が行う献血の推進を図るための啓発事業に対する補助

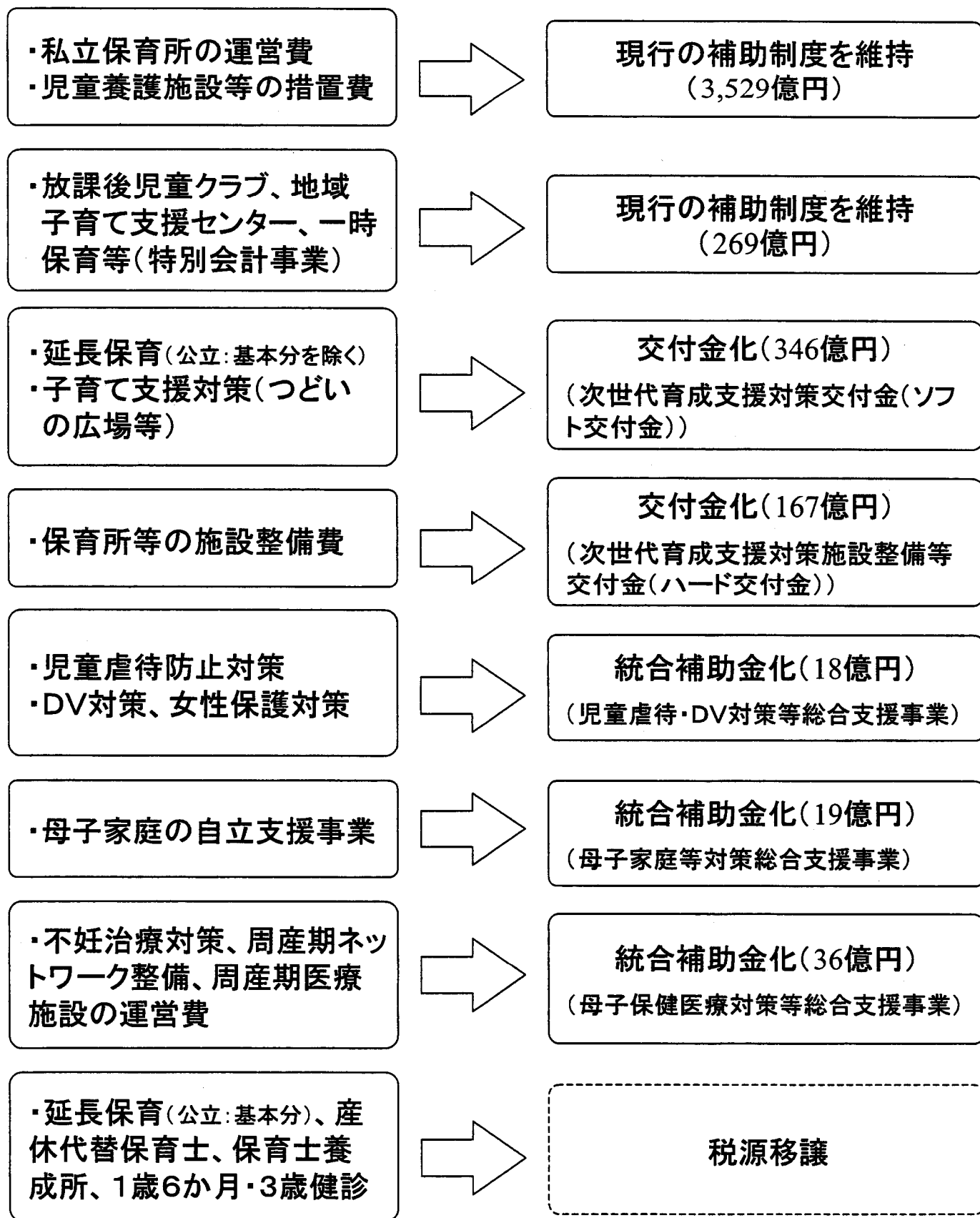
○麻薬等対策推進費補助金 【約1億円】

都道府県の「麻薬中毒者相談員」、「薬物乱用防止指導員」の活動に対する補助

○児童福祉事業対策費等補助金の一部 【約1億円】

社会福祉法人が設置する保育士養成所に対する補助

## 三位一体改革の概要(児童福祉関係)



※ 児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。



## 「三位一体改革に関する地方六団体提案」に対する意見

平成16年10月7日  
社会保障審議会児童部会

○ 住民に身近な地方公共団体が、住民ニーズに的確に対応した地域づくりを行えるよう、地域の自主性・裁量を高め、地方分権を推進していこうという三位一体改革の基本的理念は尊重されるべきである。

○ しかしながら、地域の子育て支援や人格形成の重要な時期である就学前の子どもの育ちを支える保育をはじめとする次世代育成支援対策関連の国庫補助負担金の多くが廃止の対象として提案されていることについては、以下のような観点から、少なくとも現時点においてこれらの補助負担金の廃止を行うことは時期尚早であると考えており、国と地方の役割分担について、十分かつ慎重な議論が求められる。

(1) 合計特殊出生率が1.29と史上最低を更新するなど少子化の進行が止まらず、我が国の将来の経済社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。また、児童虐待や少年非行など子どもの育ちを巡る状況は深刻さを増している。

こうした状況の中で、国家的課題と言うべき次世代育成支援対策は喫緊の課題であり、国、地方、企業を挙げて取り組んで行かなければならない今、とりわけ国においては先導的な役割を果たすことが期待される。

また、提案内容は、子ども関連の補助金が多くを占めているなど高齢者や障害者関連の補助金の取扱いと著しくバランスを欠いているが、現状においてさえ、社会保障給付が高齢者関係給付に偏っており、児童分野への思い切った財源の投入が強く求められている。こうしたことから、社会保障全体のあり方をどう考えるか、という視点も重要である。

(2) 次世代育成支援の取組は、次世代育成支援対策推進法に基づく地方自治体の取組が来年度からスタートするなどようやくその一歩を踏み出したところであり、地域間格差も大きく、今後、全体的な底上げが必要な分野である。

また、特に、虐待の被害児童など要保護児童対策やDV対策などの課題については、利益代弁者がいないともすれば見過ごされやすい分野であること、また、取組が緒についたばかりであることなど、国による必要最低限のセーフティネットのシステムを、まさにこれから作り上げていかなければならない分野である。

- 他方、現行の国庫補助負担金は、例えば、補助要件や基準が細分化され、地方の柔軟な対応が困難であるといった問題点なども指摘されており、国においても、これらを柔軟なものにしていくことや、取組が普及・定着したものについては、積極的に地方への移譲を検討するなどの補助金改革は真摯に進められるべきである。

さらに、地域社会や家族のあり方が変容する中、多様化するニーズに的確に对应していくための今後の次世代育成支援サービスのあり方についても、総合的な検討が加えられるべきである。

- 最後に、繰り返しになるが、児童虐待への行政の取組は子どもの命に関わるものであり、地域間格差や停滞があってはならないと考えるが、現実には、例えば、地方交付税措置により対応がなされている児童相談所の児童福祉司の配置については、大きな地域間格差が存在している。こうした中で、大変遺憾なことに、痛ましい子どもの虐待死という事件が後を絶たない。

このような不幸な事件が繰り返されることのないよう、国、地方が挙げて、子どもの生存・発達に関わる児童相談所や児童養護施設など児童虐待防止に関わる体制の抜本的な強化・充実を図ることを強く訴えたい。